

議題 基準諮問会議からの報告

項目 第 32 回基準諮問会議（平成 30 年 3 月 8 日開催）に関する報告

2018年3月26日

企業会計基準委員会
委員長 小野 行雄 殿基準諮問会議
議長 湯浅 一生**基準諮問会議に関する報告**

平成 30 年 3 月 8 日に開催された第 32 回の基準諮問会議に関する報告は、下記のとおりであります。

記

テーマ提言について**(前回までの基準諮問会議におけるテーマ提案)****(1) 「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」及び「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報の充実**

1. 日本公認会計士協会（2016年3月提案）及び日本証券アナリスト協会（2017年11月提案）による標記新規テーマの提案については、2016年3月、2016年7月、2017年3月及び2017年11月の基準諮問会議において4回審議が行われてきたが、貴委員会に対して新規テーマの提言とすることについて賛否両論が聞かれており、基準諮問会議のコンセンサスに至っていない。
2. 当該開示については、将来予測や見積りを含む項目を理解する上で有用である、国際基準に合わせるべきである等の意見がある一方で、国際的な動向も含め開示全体の動向を踏まえて議論すべきである、ボイラープレートの開示となり有用ではない等の意見が聞かれている。
3. これらの状況を踏まえ、基準諮問会議の議論を深掘りするために、貴委員会のディスクロージャー専門委員会に、国際的な動向も含め開示全体の動向を踏まえ、当該開示を行う場合の具体的な範囲や、当該開示を行った場合の有用性について検討することを依頼する。基準諮問会議では、同専門委員会より報告を受けた上で、貴委員会に対して新規

テーマの提言とするか否かを判断することとした。

4. なお、貴委員会では、現在、開示に関する適用後レビューが実施されており、当該適用後レビューは、財務諸表利用者、財務諸表作成者及び監査人に意見聴取を行い進めることとされている。当該適用後レビューは、これまでに貴委員会が公表した企業会計基準等のうち、開示に関する定め又は設例が設けられているものを対象としており、直接的には今回の基準諮問会議における議論に関連しないが、財務諸表利用者、財務諸表作成者及び監査人に開示に関して幅広く意見聴取を行い進めること等、共通する点もあると考えられるため、ディスクロージャー専門委員会でご検討を行って頂く際には、当該適用後レビューに関連付けてご検討頂きたい。

(2) 「会計制度委員会報告第14号『金融商品会計に関する実務指針』における当座貸越契約及び貸出コミットメントに関する規定の改正

5. 貴委員会の実務対応専門委員会に、新規テーマの評価の依頼を行っている。

(今回の基準諮問会議におけるテーマ提案)

(3) 「企業結合会計：暫定的な会計処理の確定時における比較年度の財務諸表に関する取扱い（「企業結合に関する会計基準」注6、第104-2項）」

6. 貴委員会の実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼することとなった。
7. テーマ提言について、基準諮問会議において聞かれた意見については、参考資料1の議事要旨をご参照頂きたい。

企業会計基準委員会の最近の活動状況について

8. 貴委員会の最近の活動状況に関して基準諮問会議において聞かれた意見については、参考資料2の議事要旨をご参照頂きたい。

以上